

銀行の不良債権問題：自己資本比率規制の弊害と早期是正措置の形骸化

東京国際大学 清水 誠

不良債権は、返済が不可能かその見込みが高い債権である。銀行の不良債権問題は、銀行が債権者となっている不良債権をどのように処理するかという問題であり、実物的(リアル)な側面とバランス・シート上の側面に分けて考えるべきである。不良債権処理の実物的側面では、不良債権の債務者に対する介入、またステークホルダーの間での損失分担、の二点に関する決定が必要となる。これらの決定を下し、不良債権を処理する主体に重要なことは、処理に必要な情報、また社会的な効率性と合致した処理を行う誘因、の二つを持っているかである。不良債権に対して、銀行ができる限り回収したいならば、債務企業の損失が発生している部門の縮小などより多くの利益が生じる経営への転換や、また売却可能な経営資源を全て売却した方が多くの債権が回収できるならばそうすべきである。不良債権を処理しなければ、債務企業が非効率を温存し更に損失を拡大させる可能性がある。これを食い止めるには銀行は以上のような利潤動機に基づいて、不良債権を生じさせた企業に経営介入するという、不良債権の実物的側面が重要である。

一方、大量の不良債権の損失全てを計上して、自己資本比率規制を満たせなくなるのを避けようとするれば、銀行は不良債権を過小に評価する誘因が生じ、更に貸し渋りを発生させる。そして不良債権の損失を計上して会計上の自己資本の減少を避けるために、必要な不良債権の実物的処理を先送りして非効率性が温存される可能性がある。このように自己資本比率規制によって、不良債権問題の会計的側面が、銀行に実物的な効率性に対して負の誘因を与え利潤動機を抑える可能性がある。従って銀行に、ある自己資本比率を単に要求するだけでは不十分で、銀行に対する行政の検査と早期是正措置のような補完的規制が必要となる。銀行に適切な誘因を与えるには、銀行検査を厳格にし早期是正措置の発動に行政がコミットすることである。従って、早期是正措置の役割は、銀行検査に基づいて、銀行経営への介入で、預金債権に損失による納税者の負担が増えないようにすること、経営介入にコミットして、事前的に銀行が利潤動機から逸脱しないように誘因を制御することである。

報告内容に関する論文を希望の方は、<http://www.tiu.ac.jp/~shimizu1/> (1:4
f) より Word ファイル「金融学会報告 2003 春」をダウンロードして下さい。